

金融庁告示第百五号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第二号の規定に基づき、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる金融庁長官が指定する取引及び貸借を次のように定め、公布の日から平成二十四年十二月三十一日まで適用する。

平成二十三年十月二十四日

金融庁長官 畑中龍太郎

（定義）

第一条 この告示において「対象外国清算機関」とは、外国の法令に準拠して設立された法人で次に掲げる国において金融商品債務引受業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）以下この条において「法」という。）第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業をいう。以下同じ。）と同種類の業務を行う者（当該業務を行うことにつき、当該国の法令の規定により当該国において法第百五十六条の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けている者に限る。）をいう。

一 アメリカ合衆国

二 グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

2 この告示において「対象有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの

二 前号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

(金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引)

第二条 金融商品取引法施行令(次条において「令」という。)第一条の十八の二に規定する金融庁長官が指定するものは、対象外国清算機関が金融商品債務引受業と同種類の業務として引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となつている対象有価証券の売買とする。

(金融商品債務引受業の対象取引から除かれる貸借)

第三条 令第一条の十九第二号に規定する金融庁長官が指定するものは、対象外国清算機関が金融商品債務引受業と同種類の業務として引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となつている対象有価

証券の貸借とする。